

防災物品に係る不適合等に対する措置に関する規程

制 定 平成 22 年 8 月 18 日

最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、「防災性能確認業務規程」(以下「確認業務規程」という。)第 13 条第 1 項の規定に基づく抜取・試買、同規程第 14 条第 1 項の規定に基づく調査、「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」(以下「品質管理規程」という。)第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく調査、同規程第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく調査のそれぞれの結果並びにこれらの結果に応じ公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)が指示した改善等の処置の実施状況に基づき、防災物品等に防災ラベル等を付した者等に対して適用する措置について定めることを目的とする。

(不適合区分)

第 2 条 防災物品の防災性能の不適合については、不適合の程度に応じ、別表に定めたとおりに区分する。

(試験番号登録後の生産・輸入品の出荷前の抜取により判明した不適合事業者に対する措置)

第 3 条 協会は、確認業務規程第 8 条の規定に基づき試験番号を付与・登録した防災物品について、出荷前の製造、防災処理又は輸入につき、確認業務規程第 13 条の規定に基づく抜取により消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。)第 4 条の 3 第 3 項に定める数値を満たさないことが判明した防災物品に係る不適合事業者(裁断・施工・縫製業者が材料として用いた防災物品の防災性能に問題があると認められる場合にあっては、当該材料の供給事業者を含む。以下同じ。)に対し、その旨を通知し、期限を限って原因の究明、製造・処理方法の改善等の是正、予防対策等の処置を講じるよう指示するとともに、当該処置の実施計画書を提出させるものとする。

2 協会は、前項の不適合事業者に対し、協会における性能試験において適合の確認を行うまで、当該不適合となった防災物品の防災ラベルの交付を行わないものとする。

3 協会は、前項に定める措置のほか、第 1 項の不適合事業者に対し、前条の不適合区分に応じて、次に定めるそれぞれの措置を実施するものとする。

(1) 「ランクⅠ」及び「ランクⅡ」: 是正処置報告書を提出させるとともに、協会において是正処置品の防災性能試験を実施。その結果に応じた次の措置

イ 「適合」: 不適合に対する是正処置等の後 3 箇月間、当該試験番号品の製造、防災処理又は輸入の都度、防災性能試験を実施し、その試験実施結果を協会に提出させること。

ロ 「ランクⅠ」及び「ランクⅡ」: 再度の是正処置後

「適合」の場合、イに準ずる措置

「ランクⅠ」及び「ランクⅡ」並びに「ランクⅢ」の場合、当該試験番号の抹消

ハ 「ランクⅢ」: 当該試験番号の抹消。

(2) 「ランクⅢ」: 当該試験番号の抹消

(試験番号登録後の生産・輸入品の出荷後の試買により判明した不適合事業者に対する措置)

第4条 協会は、確認業務規程第13条の規定に基づく試買により消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。）第4条の3第3項に定める数値を満たさないことが判明した防災物品については追加試験を行う。初回試験で第2条の不適合区分「ランクⅠ」、追加試験が適合の場合を除き、当該事業者に対し、その旨を通知し、期限を限って原因の究明、製造・処理方法の改善、製品の回収等、予防対策等の処置を講じるよう指示するとともに、当該処置の実施計画書を提出させるものとする。

2 協会は、前項の不適合事業者に対し、指示を行った事項に対する処置が実施されるまでの間、当該不適合となった防災物品に関する防災ラベルの交付を行わないものとする。

3 協会は、前項に定める措置のほか、第1項の不適合事業者に対し、第2条の不適合区分に応じて、次に定めるそれぞれの措置を実施するものとする。

(1) 初回試験「ランクⅠ」、追加試験が「ランクⅠ」：不適合に対する是正処置等の後3箇月間、当該試験番号品の製造、防災処理又は輸入の都度、防災性能試験を実施し、その試験実施結果を提出させること。

(2) 初回試験「ランクⅠ」、追加試験が「ランクⅡ」：是正処置後最初の当該試験番号品の製造、防災処理又は輸入の際に協会が行う抜取品についての防災性能試験結果に応じた次の措置

イ 「適合」：不適合に対する是正処置等の後3箇月間、当該試験番号品の製造、防災処理又は輸入の都度、防災性能試験を実施し、その試験実施結果を協会に提出させること。

ロ 「ランクⅠ」及び「ランクⅡ」：再度の是正処置後

「適合」の場合、イに準ずる措置

「ランクⅠ」及び「ランクⅡ」並びに「ランクⅢ」の場合、当該試験番号の抹消

ハ 「ランクⅢ」 当該試験番号の抹消。

(3) 初回試験「ランクⅠ」、追加試験が「ランクⅢ」：当該試験番号の抹消

(4) 初回試験「ランクⅡ」、追加試験が「適合」：(1)に準ずる措置

(5) 初回試験「ランクⅡ」、追加試験が「ランクⅠ」及び「ランクⅡ」：(2)に準ずる措置

(6) 初回試験「ランクⅡ」、追加試験が「ランクⅢ」：当該試験番号の抹消

(7) 初回試験「ランクⅢ」、追加試験が「適合」及び「ランクⅠ」並びに「ランクⅡ」：当該試験番号の抹消。

(8) 初回試験「ランクⅢ」、追加試験が「ランクⅢ」：当該試験番号の抹消及び製品の回収並びに公表。

4 協会は、抜取（第3条の抜取を含む）・試買による不適合が繰り返し把握される事業者に対し、品質管理体制の見直しとその徹底に関して必要な指示を行うことができるものとする。

(調査により判明した管理不適合事業者に対する措置)

第5条 協会は、確認業務規程第14条第1項、防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程第5条第4項及び第5項、同規程第6条第2項及び第3項の規定に基づく調査の結果、必要な管理等が行われていないと認める不適合事業者に対し、その旨を通知し、期限を限って管理体制の是正等の処置を講じるよう指示するものとする。

2 協会は、前項の不適合事業者が期限を過ぎても是正等の処置を講じない場合には、是正等の処置

が講じられたと認められるまでの間、当該不適合事業者に対する防災ラベル等の交付を行わないものとする。

(確認の取消し)

第6条 第3条第3項、第4条第3項及び前条第2項の規定にかかわらず、協会が指示した是正期限経過後相当期間にわたって第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の規定に基づく是正等の処置が講じられない場合には、協会は、当該不適合事項に係る確認の取消しを行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、不適合が繰り返し把握される等不適合事業者の品質管理の状況が極めて不適正であると認める場合には、当該不適合事業者の確認の取消しを行うことができるものとする。

3 協会は、前2項の規定による確認の取消しを行った場合には、その旨を消防庁長官に報告するものとする。

(不適合事業者等の公表)

第7条 協会は、第4条第3項(8)の規定に基づく試験番号を抹消する場合において、出荷後の製品の回収を指示するとともに、出荷された製品のすみやかな全量回収ができる場合その他理事長が定める場合を除き、当該不適合事業者の名称、防災物品の名称等について公表又はその指示を行うものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定に基づく確認の取消しを行った場合には、当該不適合事業者の名称、防災物品の名称等について公表するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

不適合区分 (記号)	防災物品区分	残炎時間	残じん時間	炭化面積	炭化長	接炎回数
ランクⅠ (△)		不適合となった試験体の測定数値が、	不適合となった試験体の測定数値が、	不適合となった試験体の測定数値が、	不適合となった試験体の数が1で、	
	合板	10秒を超え15秒以下(ただしランクⅢに該当しない)	30秒を超え45秒以下(ただしランクⅢに該当しない)	50cm ² を超え75cm ² 以下(ただしランクⅢに該当しない)		
	じゅうたん	20秒を超え30秒以下(ただし炭化部が支持枠には至らない)			炭化部が支持枠には至らない	
	カーテン 布製ブラインド 幕 工事用シート	3秒(5秒)を超え5秒(8秒)以下(ただしランクⅢには該当しない)	5秒(20秒)を超え8秒(30)以下(ただしランクⅢには該当しない)	30cm ² (40cm ²)を超え45cm ² (60cm ²)以下(ただしランクⅢには該当しない)	炭化部が支持枠には至らない	2回のも のが2 以下
ランクⅡ (×)		不適合となった試験体のうち、少なくとも1の測定数値が、	不適合となった試験体のうち、少なくとも1の測定数値が、	不適合となった試験体のうち、少なくとも1の測定数値が、	不適合となった試験体の数が2で、	
	合板	15秒超(ただしランクⅢには該当しない)	45秒超(ただしランクⅢには該当しない)	75cm ² 超(ただしランクⅢには該当しない)		
	じゅうたん	30秒超(ただし炭化部が支持枠には至らない)			炭化部が支持枠には至らない	
	カーテン 布製ブラインド 幕 工事用シート	5秒(8秒)超(ただしランクⅢには該当しない)	8秒(30秒)超(ただしランクⅢには該当しない)	45cm ² (60cm ²)超(ただしランクⅢには該当しない)	炭化部が支持枠には至らない	2回のも のが3 又は1 回のも のが1
ランクⅢ (XX)	合板 じゅうたん カーテン 布製ブラインド 幕 工事用シート	(不適合となった試験体のうち、少なくとも1について炭化部が支持枠に至り、その炭化面積が30cm ² (40cm ²)を超えるもの。ただし合板は50cm ² を超えるもの)	(不適合となった試験体のうち、少なくとも1について炭化部が支持枠に至り、その炭化面積が30cm ² (40cm ²)を超えるもの。ただし合板は50cm ² を超えるもの)	(不適合となった試験体のうち、少なくとも1について炭化部が支持枠に至り、その炭化面積が30cm ² (40cm ²)を超えるもの。ただし合板は50cm ² を超えるもの)	不適合となった試験体の数が3以上で炭化長が20cmを超えるが支持枠に至らない又は1でも炭化部が支持枠に至りその炭化長が20cmを超えるもの	2回のも のが4 以上又 は1回 のもの が2以 上

※ () 内の数値にあつては、厚手布の場合

注：接炎回数について、2回のもものと1回のもものとを合わせて4回以上のときはランクⅢとする。